

伊予市建設工事最低制限価格制度実施要領

平成 27 年 5 月 20 日

伊予市告示第 86 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「市工事」という。）の競争入札における低価格の入札に関し、市工事の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第 2 項（令第167条の13において準用する場合を含む。）及び伊予市財務会計規則（平成17年伊予市規則第48号）第260条の 2 第 1 号の規定に基づく最低制限価格の設定等、最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 この要領の対象工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が 3,000 万円未満の工事のうち、総合評価落札方式によらずに落札者を決定する工事とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 対象工事の入札を執行するときは、入札参加者に本要領を提示し、適用事項を周知するものとする。

(最低制限価格の設定)

第 3 条 前条第 1 項に規定する対象工事の最低制限価格は、別表に掲げるところにより算出した額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。なお、これらの額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、特別なものについては、予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額から 10 分の 7 を乗じて得た額の範囲内で別に定めることができる。

(最低制限価格の事後公表)

第 4 条 前条の規定により算定した最低制限価格は、入札後に公表するものとする。

(落札者の決定)

第 5 条 入札価格が最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た額を下回る場合は、入札執行者は当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

2 前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、抽選によるものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告等を行う市工事について適用し、同日前に入札公告等を行なった市工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日告示第62号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第44号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月1日告示第18号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年10月1日から施行する。

(契約時における消費税率の特例)

2 平成31年4月1日から同年9月30日までの間に契約を締結し、かつ、同年10月1日以降に目的物の引渡しが行われる場合における第3条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「100分の108」とあるのは「100分の110」と、第5条第1項中「108分の100」とあるのは「110分の100」とする。

附 則 (令和4年5月25日告示第105号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の伊予市建設工事最低制限価格制度実施要領の規定は、この告示の施行の日以後に公告又は通知する入札から適用し、同日前に公告又は通知する入札については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

最低制限価格の算定方法

| 区分 | 算定項目 |
|-----------------------------------|--|
| 土木工事 | (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額 (4) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額 |
| 建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。） | (1) 直接工事費の10分の9に10分の9.7を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 (3) 直接工事費の10分の1と現場管理費の合計に10分の9を乗じて得た額 (4) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額 |
| 建築工事以外の電気、電気通信及び上下水道工事に係る機械器具設置工事 | (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額 (4) 機器費に10分の9.2を乗じて得た額 (5) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額 |

備考 この表に定める額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。